

新しいまちづくりへ 合併協議会始まる!!

意見書

12月定例会で
次の意見書を可決し、
政府及び関係機関に
送付しました。

国の合併支援策の継続を求める意見書

国におきましては「市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）」に基づき市町村の合併を推進してきましたが、全国の市町村数も合併推進前の約半数に減少し、大きな成果が出たものと思えます。しかしながら、この西尾幡豆地域では現在、平成23年3月31日までの合併を目標にした合併協議会を西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の1市3町により積極的に進めていますが、合併新法が平成22年3月31日をもって期限切れになることから、国の支援策がなくなくなり、この地域の自主的な合併に大きな障害となつていきます。よって、平成21年6月16日に国の諮問機関であります「第29次地方制度調査会」が内閣総理大臣に答申されました、自主的に市町村合併を進める自治体の合併に対する障害を除去するための措置を早急に検討していただき、引き続き合併新法と同じような国の支援策と制度の仕組みを整備していただきたく、また今後の自主的に進める市町村合併に対する新たな仕組みを早急に整備していただけるよう強くお願いし要望いたします。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月2日
愛知県幡豆郡一色町議会

愛知県幡豆郡一色町議会

松野頼久内閣官房副長官

地域主権を推進するために、基礎自治体は一定の規模になって力をつけることが必要と認識している。このためにも合併は進めていただきたい。国の支援策継続について関係方面に働きかけていくことをお約束する。

渡辺周総務副大臣

合併推進の法律は、昭和28年から連続と続いている。本年4月以降も新しい法律は必要であると考えている。合併に対する障害を除去する制度はぜひ継続していく方向だ。原口総務大臣も、公式の場でその旨発言しているので、間違いない。財政支援については、財政当局と駆け引きしている。合併協議を進めている西尾・幡豆地域がイニシアチフをとって、全国に合併機運を盛り上げてもらいたい。

野田佳彦財務副大臣

法定協議会を立ち上げて、年度越えの合併協議を進めていけることに敬意を表したい。合併を自主的に進める自治体はこれからもあると思うので、平成22年4月以降の国の支援策は必要だと認識している。支援の本身は所管の総務省が考えるが、我々はそれをサポートしていきたい。